

事業主の皆さまへ

機会均等推進責任者、短時間・有期雇用管理者、職業家庭両立推進者 選任のおすすめ

「短時間・有期雇用管理者」は事業所ごとに、「機会均等推進責任者」及び「職業家庭両立推進者」は企業ごとに、人事労務管理について責任を有する方の選任をお願いしています。

貴事業所におかれましても、是非選任いただきますようお願いいたします。なお、選任又はすでに選任されている方の人事異動等による変更がありましたら、裏面の「選任・変更届」を郵送又はFAXにより提出ください。

埼玉労働局雇用環境・均等室では、「機会均等推進責任者」、「短時間・有期雇用管理者」及び「職業家庭両立推進者」の方に、各種セミナーの開催案内を始め必要な情報や資料の提供を行っています。

※女性活躍推進法に基づく「プラチナえるぼし」認定を受けるには、機会均等推進責任者及び職業家庭両立推進者の選任が必要です。

※提出先・問い合わせ先※

厚生労働省	埼玉労働局雇用環境・均等室
〒330-6016	さいたま市中央区新都心 11-2
	ランド・アクシス・タワー 16F
TEL 048-600-6210	FAX 048-600-6230

機会均等推進責任者の職務

- ◎ 次のことに関し、関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、必要に応じ事業主等に対する提言を行うこと。
 - ・ 男女雇用機会均等法に定める性差別の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメントの防止及び母性健康管理に関すること。
 - ・ 労働基準法に基づく男女同一賃金の原則及び母性保護の規定に関すること。
- ◎ 女性労働者が活躍しやすい職場環境をつくるポジティブ・アクションの推進の方策について検討し、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うとともに、その具体的取組が着実に実施されるように促すこと。
- ◎ 事業所において、女性従業員が能力を発揮しやすい職場環境の整備に関する関心と理解を喚起すること。
- ◎ 機会均等責任者の職務について、労働局雇用環境・均等部（室）との連絡を行うこと。
- ◎ 女性活躍推進法の一般事業主行動計画に基づく取組及び女性の職業生活における活躍に関する情報の公表を推進すること。

短時間・有期雇用管理者の職務

- ◎ パートタイム・有期雇用労働指針に定められている事項等について事業主の指示に基づき必要な措置を検討し、実施すること。
- ◎ パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善等について、必要に応じて関係行政機関との連絡を行うこと。
- ◎ パートタイム・有期雇用労働者の労働条件、就業環境に関する事項等に関し、パートタイム・有期雇用労働者の相談に応ずること。
- ※ 常時10人以上のパートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに御選任ください。ただし、10人未満であっても選任いただいて差し支えありません。

職業家庭両立推進者の職務

- ◎ 育児休業等に関する就業規則等の作成、周知等を行うこと。
- ◎ 配置その他の雇用管理、育児休業等をしている労働者の職業能力の開発等に関する措置の企画立案、周知等を行うこと。
- ◎ 所定労働時間の短縮等の措置の企画立案、周知等を行うこと。
- ◎ 育児休業等に関するハラスメントの防止に関すること。
- ◎ 就業の場所の変更を伴う配置の変更をしようとする際の労働者に対する各種配慮を実施すること。
- ◎ 再雇用特別措置の企画立案、周知等を行うこと。
- ◎ その他職場において職業生活と家庭生活との両立や男性の育児等への参画が重要であることについて広報活動等の職場の雰囲気作りを行うことを始めとする労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な一切の業務を行うこと。